

平成24年12月4日

介護保険サービスに関する消費税の取扱いについて（意見）

公益社団法人 日本看護協会

消費税引上げへの介護分野における対応については、介護保険サービスの安定した供給が妨げられることのないよう、サービス事業者の負担増に配慮し、所要の支援策を講じるよう要望いたします。

特に、これから地域包括ケアの基盤となる訪問看護等の居宅サービス、複合型サービス等の地域密着型サービスについては、中小規模の事業者が多いこと、今後の普及整備に伴い高額投資の発生が見込まれることから、実態をふまえた税負担の軽減策が必要です。

以下、ヒアリング項目2点について意見を申し述べます。

1. 「介護サービス施設・事業の設備投資に関する調査」（案）について

介護サービスにおける開設主体の多様性や適用される税制の違いをふまえ、開設主体別の分析が可能となるよう、抽出率を上げて十分な調査客体数を確保すべきではないか。

2. 消費税引上げへの対応に関する意見

1) 「高額投資」部分への対応について

複合型サービス等、今後さらに整備拡充が必要となるサービス事業者における高額投資部分の消費税負担については、2014年4月の消費税率引上げ時に向け、介護保険制度において支援措置を講じるべき。

また、「高額投資」の定義については、単純に資産の取得価額の大小ではなく、サービスごとの事業規模の違いを考慮し、資産取得価額の保険収入に占める割合として把握すべき。

2) 介護報酬への反映について

次回報酬改定に向け、消費税引上げ分を加味した介護報酬の調整については早期に方針を明確にし、国民理解を深めるための情報発信や相談窓口設置を行うべき。

3) 報酬改定時期の見直しについて

消費税引上げと介護報酬改定時期のずれに伴う事業者負担、さらに訪問看護などの医療保険・介護保険双方に関連するサービスの事務負担増を考慮し、次回介護報酬改定については前倒し等の対応策を検討していただきたい。